

## IV章 良質な広告物と魅力ある景観を創るために【区域別にみるガイドライン】

## ◆ 第1種許可区域におけるガイドライン

## ◆ 住居系用途地域及び市街化調整区域

## 基本的な考え方

■住宅地にふさわしい“落ち着いたある、控えめな掲出”に心がけましょう。

※1敷地の合計面積が7㎡以下の自家用広告物の掲出であれば、許可申請手続きが不要となります。

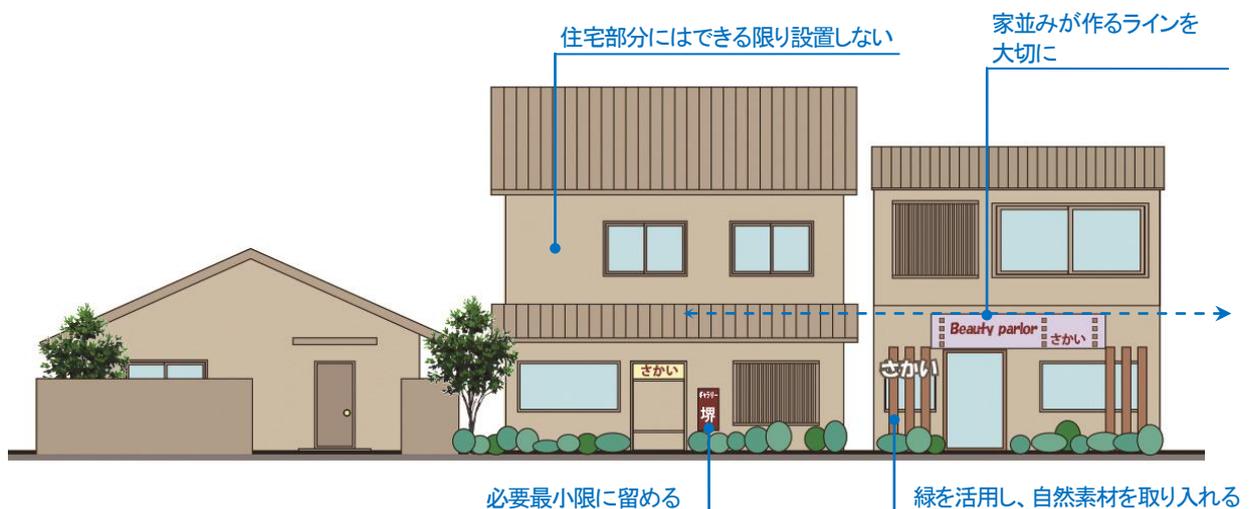
## 許可基準

許可基準表（第1種許可区域）

用途地域		第2種低層、第1種中高層、第2種中高層、第1種住居、第2種住居、準住居、市街化調整区域(南部丘陵地域を除く)			
壁面 広告物	面積	取付壁面の1/3以内	屋上 広告物	面積	1表示面積30㎡以内、かつ、総面積120㎡以内
	縦	取付壁面の高さの範囲内		縦	建造物の高さの1/3以内、かつ、5m以内
	横	取付壁面の幅の範囲内		横	建造物の幅の範囲内
	構造	開口部は塞がない	広告 塔 ほか か	面積	1表示面積10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内
			高さ	地上から最上端までの高さ10m以内（非自家用 広告物及び広告板は4m以内）	

## 配慮事項

- 必要最小限の大きさにしましょう。
- 花や緑を活用するなど、潤いのある街路空間を演出しましょう。
- 色彩は原色の使用は避け、落ち着いた色彩を用いましょう。
- 自然素材を積極的に取り入れましょう。
- 店舗など必要部分にのみ設置し、住居部分には設置しないように心がけましょう。
- 家並みが作り出すラインを大切にしましょう。



◆ 第2種許可区域（商業系用途地域）におけるガイドライン

◆ 商業系用途地域

基本的な考え方

- 駅前周辺は地域の“顔”にふさわしい、都市景観の創出に心がけましょう。
- 賑わいを高めながら、快適にショッピングできるような印象づくりに心がけましょう。
- 商店街など、周りの店舗との相乗効果を図るため、統一感、一体感に配慮しましょう。

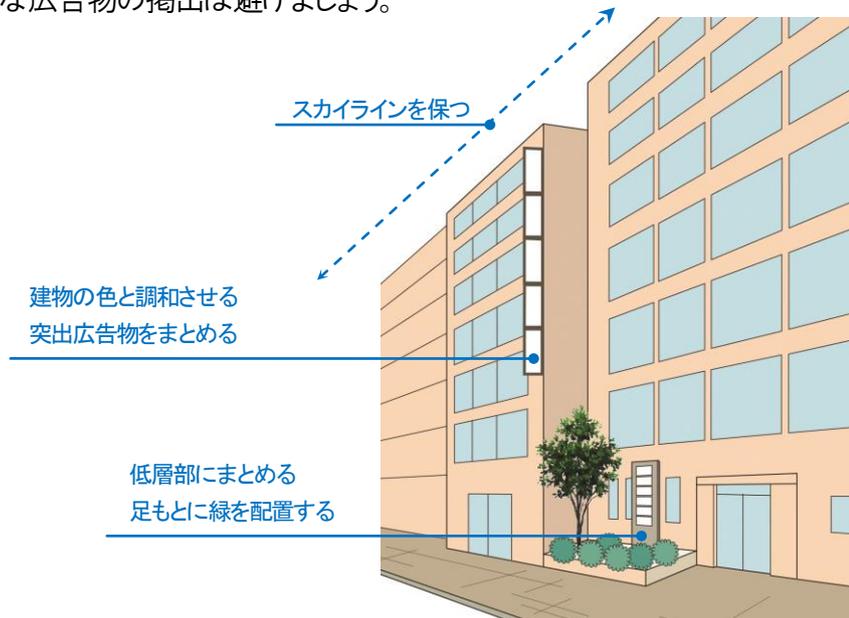
許可基準

許可基準表（第2種許可区域）

用途地域		近隣商業、商業			
壁面広告物	面積	取付壁面の1/3以内	屋上広告物	面積	1表示面積40㎡以内、かつ、総面積160㎡以内
	縦	取付壁面の高さの範囲内		縦	建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内
	横	取付壁面の幅の範囲内		横	建造物の幅の範囲内
	構造	開口部は塞がない	広告塔ほか	面積	1表示面積20㎡以内、かつ、総面積40㎡以内
				高さ	地上から最上端までの高さ15m以内（非自家用広告物及び広告板は4m以内）

配慮事項

- ビルのテナント名を表示した突出広告物などは集合化し、デザインを統一しましょう。
- 周辺の建物や広告物と大きさを揃え、良好なスカイラインを保ちましょう。
- 色彩は、建物のベースカラーと調和したものにしましょう。
- 花や緑を配置するなど、潤いのある街路空間を演出しましょう。
- 建物の低層部にまとめ、窓面に広告物を表示しないようにしましょう。
- 圧迫感のある過大・過剰な広告物の掲出は避けましょう。



I章 はじめに

II章 共通のガイドライン

III章 種類別ガイドライン

IV章 区域別ガイドライン

V章 手続き

## ◆ 第2種許可区域（工業系用途地域）・第3種許可区域におけるガイドライン

## ◆工業系用途地域

## 基本的な考え方

■企業のイメージアップに繋がるよう、清潔感のある掲出に心がけましょう。

## 許可基準

許可基準表（第2種許可区域）

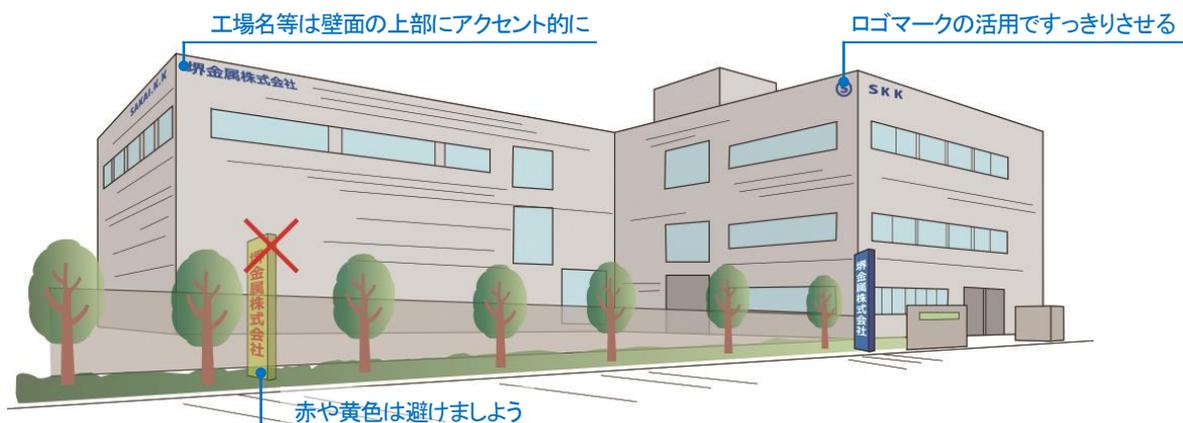
用途地域		準工業、工業、工業専用（臨海部を除く）			
壁面広告物	面積	取付壁面の1/3以内	屋上 広告物	面積	1表示面積40㎡以内、かつ、総面積160㎡以内
	縦	取付壁面の高さの範囲内		縦	建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内
	横	取付壁面の幅の範囲内		横	建造物の幅の範囲内
	構造	開口部は塞がない	広告塔 その他 か	面積	1表示面積20㎡以内、かつ、総面積40㎡以内
		高さ		地上から最上端までの高さ15m以内（非自家用 広告物及び広告板は4m以内）	

許可基準表（第3種許可区域）

用途地域		工業専用（臨海部に限る）			
壁面広告物	面積	取付壁面の1/3以内	屋上 広告物	面積	—
	縦	取付壁面の高さの範囲内		縦	建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内の長さ
	横	取付壁面の幅の範囲内		横	建造物の幅の範囲内
	構造	開口部は塞がない	広告塔 その他 か	面積	—
		高さ		地上から最上端までの高さ15m以内	

## 配慮事項

- 企業名は、壁面の上部に切り文字でアクセント的に表示しましょう。
- ロゴマークの活用などにより、掲出量を整理・集合化し、清潔感のあるイメージを演出しましょう。
- 書体を工夫するなどし、視認性、判読性を高めるとともに、クリーンな印象を与えましょう。
- 赤や黄色は警告や安全管理の色彩と位置付け、屋外広告物での使用は避けましょう。
- 塩害、粉じん、火災等に対応した素材を使用しましょう。
- 定期点検など、適切な維持管理をおこない、安全で清潔感のある掲出を持続しましょう。



◆ 第4種許可区域におけるガイドライン

◆市街化調整区域（南部丘陵）

基本的な考え方

- 自然あふれる地域にふさわしい景観形成に心がけましょう。
- 「自然を生かす」ことを考慮し、里地・里山・田園などが山並みと一体となって広がりを感じさせる景観を大切にしましょう。

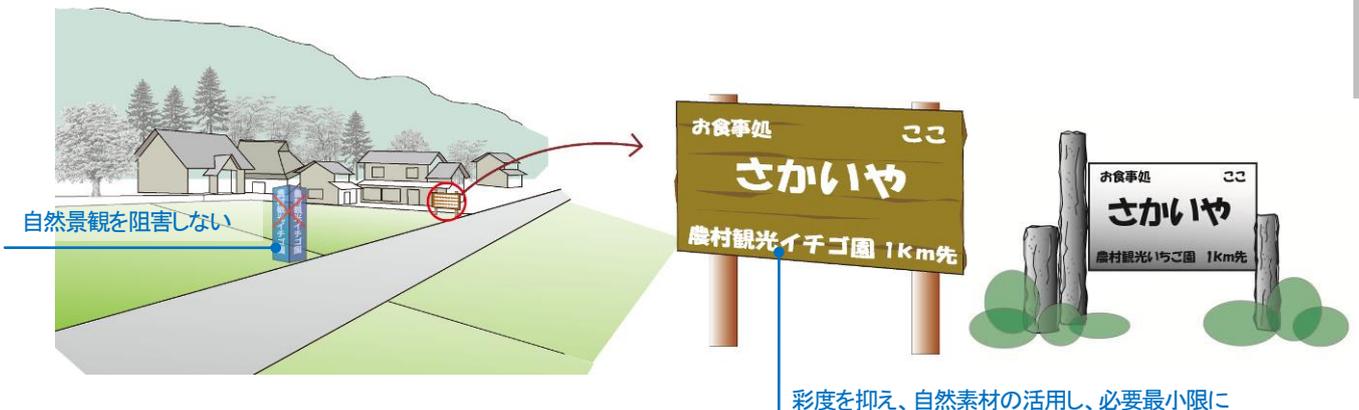
許可基準

許可基準表（第4種許可区域）

用途地域	市街化調整区域（南部丘陵地域に限る）				
壁面広告物	面積	取付壁面につき3.0㎡以内、かつ、取付壁面の1/3以内	屋上広告物	掲出不可	
	縦	取付壁面の高さの範囲内			
	横	取付壁面の幅の範囲内	広告塔その他 ほか	面積	1表示面積10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内
	掲出個数	取付壁面につき4個以内		高さ	地上から最上端までの高さ10m以内（非自家用広告物及び広告板は4m以内）
	構造	開口部は塞がない			

配慮事項

- 高さや大きさを抑え、丘陵地等の自然景観を阻害しないよう配慮しましょう。
- 使用する色彩は原色を避け、彩度の低いアースカラーを基本に、シンプルな配色でまとめましょう。
- 自然素材(木、石)を取り入れましょう。
- 必要最小限の自家用広告物の設置にとどめましょう。
- ディスプレイやネオンなど、高輝度で発光・点滅する広告物の掲出は控えましょう。



1章 はじめに

2章 共通のガイドライン

3章 目章 種類別ガイドライン

4章 区域別ガイドライン

5章 手続

## ◆ 広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）におけるガイドライン

## ◆ 百舌鳥第1種特別地区（住居系用途地域）

## 基本的な考え方

## ■ 百舌鳥古墳群周辺の眺望景観を保全しましょう。

※広範囲からの視認を目的とする屋上広告物は禁止としています。

## ■ 世界的な歴史遺産を受け継ぐ“まち”にふさわしい、落ち着いた景観を育てましょう。

## ■ 古墳群が織りなす自然景観に配慮しましょう。

## 許可基準

## 許可基準表（百舌鳥第1種特別地区）

用途地域		第1種中高層（風致地区を除く）、第2種中高層、第1種住居、第2種住居			
壁面広告物	面積	1敷地あたりの表示面積の合計10㎡以内、かつ、取付壁面の1/3以内	屋上広告物	掲出不可	
	縦	地上から最上端までの高さ6m以内、かつ、取付壁面の高さの範囲内	広告塔ほかその他	面積	1表示面積5㎡以内、かつ、総面積10㎡以内
	横	取付壁面の幅の範囲内		高さ	地上から最上端までの高さ6m以内
	構造	開口部は塞がない		掲出個数	1敷地につき2個以内(自立広告塔)
			その他	非自家用広告物は掲出不可(適用除外広告物除く)	

## 配慮事項

- 大きさは最小限にとどめ、建物と一体的な意匠および形態にしましょう。
- 歴史文化を感じられる風景を阻害しないよう、無彩色系や茶系の色の使用や、彩度が低く、自然に近い色などを基本に、シンプルな配色でまとめましょう。
- 人工的な素材は避け、時が経つにつれ風合いの出るような自然素材を積極的に使用しましょう。
- 暖簾や木彫りなどの造形的な看板により、その地域の伝統を演出しましょう。
- ネオンなど、発光・点滅する広告物の掲出は避けましょう。



◆ 広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）におけるガイドライン

◆ 百舌鳥第2種特別地区（商業系用途地域）

基本的な考え方

■百舌鳥古墳群周辺の眺望景観を保全しましょう。

※広範囲からの視認を目的とする屋上広告物は禁止としています。

■世界的な歴史遺産を受け継ぐ“まち”にふさわしい、落ち着いた景観を育てましょう。

■良質なイメージにより、賑わいをもたらすような配慮に心がけましょう。

許可基準

許可基準表（百舌鳥第2種特別地区）

用途地域	近隣商業、商業				
壁面広告物	面積	取付壁面の1/3以内	屋上 広告物	掲出不可	
	縦	取付壁面の高さの範囲内	広告塔 ほか その他	面積	1表示面積10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内
	横	取付壁面の幅の範囲内		高さ	地上から最上端までの高さ10m以内
	構造	開口部は塞がない		掲出 個数	1敷地につき2個以内(自立広告塔)
			その他	非自家用広告物は掲出不可(適用除外広告物除く)	

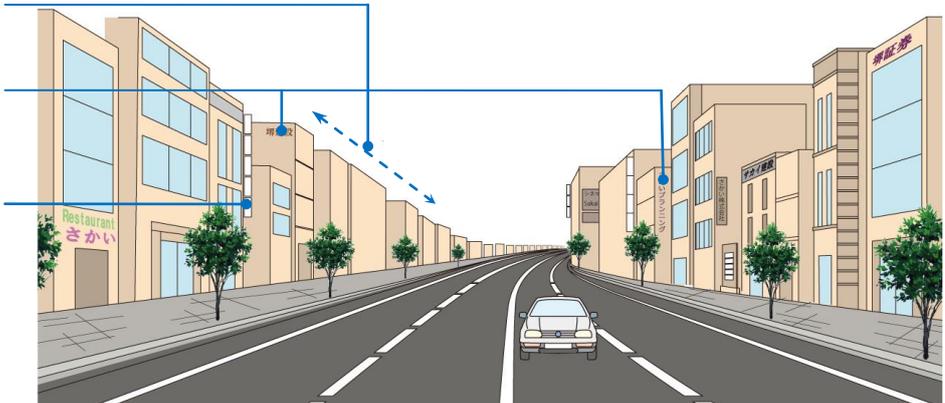
配慮事項

- 大きさや高さは最小限にとどめ、建物と一体的な意匠および形態にしましょう。
- 良質なイメージを与えるため、無彩色系の色の使用や、彩度が低く、自然に近い色などを基本に、シンプルな配色に心がけましょう。
- 発光・点滅する広告物の掲出は避けましょう
- ネオンやデジタルサイネージなどの照明器具を使用することは避けましょう。

隣接建物との調和した  
連続するスカイライン

色調をひかえめに

突出をおさえ  
建物と一体的に



1章 はじめに

2章 共通のガイドライン

3章 種類別ガイドライン

4章 区域別ガイドライン

5章 手続き